

文教児童委員会資料
令和2年1月23日・24日
生涯学習課

史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画（素案）について

平成29年8月に策定した板橋区史跡公園（仮称）基本構想（以下、「基本構想」という。）および本年8月に策定した史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）に示した史跡の保存・活用における基本的な考え方を踏まえ、史跡整備に向けた課題を具体的に整理・検討し、その後の設計作業に繋げていくことを目的に史跡板橋火薬製造所跡整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）を策定する。

1 本計画案の審議経緯について

平成30年4月、保存活用計画および整備基本計画の検討・審議を行う目的で「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」を組織した。委員会は学術経験者7名で組織する専門部会、区の各団体の代表者10名で組織する区民部会、両部会で組織される全体会で構成され、本年度は専門部会4回、区民部会2回、全体会2回での審議を重ね整備基本計画案を策定した。

併せて区内部の検討組織である産業遺産検討会において審議し、令和元年11月18日の同検討会で素案としてまとめられた。

【策定経過】

開催日		会議名	審議・検討内容
平成31 年度 令和元 年度	4月15日	委員会全体会 (第1回)	整備基本計画策定スケジュール及び策定体制の確認
	5月27日	委員会専門部会 (第1回)	整備基本計画策定方針の検討 整備基本計画事務局案の提示
	6月14日	産業遺産検討会 (第1回)	整備基本計画策定スケジュール及び策定体制の確認
	7月1日	専門部会(第2回)	整備基本計画策定方針の再検討 整備基本計画事務局案の審議・検討
	7月11日	区民部会(第1回)	専門部会の審議内容の報告・検討
	8月21日	専門部会(第3回)	整備基本計画事務局案修正部分の審議・検討
	9月9日	区民部会(第2回)	専門部会の審議内容の報告・検討
	10月31日	専門部会(第4回)	整備基本計画事務局案の内容確認
	11月15日	全体会(第2回)	整備基本計画事務局案の内容確認
	11月18日	産業遺産検討会 (第2回)	整備基本計画事務局案の審議・検討

2 今後の予定

日 時	会 議 名	検討内容
1月 23 日	文教児童委員会	計画素案 報告
1月 27 日～ 2月 14 日	パブリックコメント募集	保存活用計画・整備基本計画に関するパブリックコメント
3月 (予定)	産業遺産検討会	計画原案について
3月 (予定)	委員会全体会	計画原案について
4月 (予定)	庁議	計画原案 報告
5月 (予定)	文教児童委員会	計画原案 報告

史跡陸軍板橋火薬製造所跡 整備基本計画【概要版】

「史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画」(以下:整備基本計画)は、平成29年に策定した「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」(以下:基本構想)および平成31年に策定した「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画」(以下:保存活用計画)に示した史跡の保存・活用における基本的な考え方を踏まえ、史跡の適切な保護を図り、活用に向けた整備計画を策定するものであり、本書はその概要版である。

本計画は、整備に向けた課題を具体的に整理・検討し、その後の設計作業に繋げていくことを目的に策定している。

第1章 計画策定の経緯・目的【本編1~17頁】

本計画の策定に至る経緯および目的、板橋区基本構想2025や板橋区教育ビジョン2025などの上位計画との関係、基本構想で定めた史跡公園整備の前提となる考え方、保存活用計画で示した史跡の望ましい将来像、基本方針などを掲載し確認している。

第2章 史跡指定地の概要と現状【本編18~32頁】

保存活用計画第2章の内容を掲載している。

第3章 史跡等の概要および現状と課題【本編33~72頁】

保存活用計画第2・3章の内容を掲載している。

第4章 基本理念「史跡の望ましい将来像」【本編73~76頁】

【史跡の望ましい将来像】(保存活用計画第4章を再掲載)

基本構想で定めた史跡公園整備の前提となる考え方を基に、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値を適切に守り、有意義に活用しながら確実に未来へ継承するため、保存活用計画の中で示したものである。

◆史跡の価値を守り、活用する

- 明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残ることから、近代の火薬製造所の歴史をより良く理解できるような史跡の保存整備をめざす。
- 戦後、火薬製造所および研究所の跡地に研究所、学校、工場等が入所し利用された。特に復興期の科学技術研究の展開を理解できる野口研究所や理化学研究所の建築群が現存することから、火薬製造所の跡地が戦後たどった地域の歴史を理解できるような史跡の保存整備をめざす。

◆史跡を整備し、多様な人々が"憩う"場の創出

- 加賀藩下屋敷時代からの歴史の重層性と桜並木という景観を生かしながら、一体的に保存整備し、板橋区民の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたくなる公園をめざす。
- 散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物群、さらに展示等教育普及事業に気軽にアクセスできる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

- 史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、展示等教育普及事業を実施するガイダンス施設等として整備し、近代史、産業史、郷土史、平和教育など多様な学びを生み出し、さらに地域における中心的な生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関との連携した事業を継続的に展開し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。
- 火薬製造所の跡地が史跡指定地外にも広がり、関係する遺構や建築群が点在し、さらに史跡の本質的価値の理解を助ける環境が広がっていることから、史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財(未指定を含む)との関係性を尊重し、一体的に理解できる地域をめざし、回遊性の構築など柔軟な活用・整備に努める。

◆史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”

- 「工都板橋」の礎となった史跡の価値をいかして、地域、商店街、民間企業、大学や研究機関等と連携し地域産業や最先端研究を学習・体験できる事業を展開することで、区民をはじめとした多様な人々の科学技術に対する夢を育む。
- 光学・精密機器関連産業など、板橋区を代表する様々な先端産業が誇る高い技術や製品を、展示・体験できるガイダンス施設等を整備し、区産業の歴史や先進性を広く発信することで、板橋区のブランド力を高めることをめざす。

第5章 整備基本計画

1 地区区分計画【本編 77~80 頁】

保存活用計画において、史跡の持つ価値と遺構、歴史的建造物の現存状況、史跡公園完成後の活用方法などの視点による地区区分について検討を行ってきた。整備基本計画ではその地区区分を図1のとおりより明確にし、それぞれの区分の状況に適した整備計画を検討している。



図1：地区区分図

【地区区分計画】

- ・A 地区：現存する遺構・建造物が、明治維新から終戦までの近代的な火薬製造所および研究所のすがたを象徴していることから、その遺構・建造物を通して板橋の歴史や文化を学ぶ地区
- ・A'地区：地下に埋蔵する可能性のある遺構等を保護しながら、公園本来の機能の充実を図ることで、多様な人々に憩いを提供する地区
- ・B 地区：火薬製造所・研究所の施設が、戦後自然科学系の研究所として利用され、科学技術研究の拠点となった歴史を学び、「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上と定着、新たな魅力の創出につなげていく地区

2 遺構・建造物の整備・活用に関する計画【本編 81～101 頁】

本章では、射撃場、爆薬製造実験室、銃器庫、弾道管といった史跡指定地内の史跡の価値を構成する諸要素について、保存・復元・改修などの整備と外観公開・内部公開・便益施設など活用の方針を一覧表にして記載する。

3 動線計画【本編 102～113 頁】

動線計画では、史跡指定地までのアクセスルートおよび史跡指定地内の周遊ルートの 2 つに分けて人の流れを想定し、効率的かつ観光・商業振興などの視点としての効果的なルートを設定し検討している。

(1) 史跡指定地までのアクセスルート

① 基本的な考え方

「板橋区観光振興ビジョン 2025」（平成 30 年 2 月策定）では、板橋のめざす観光を「有名観光地を訪れるのではなく、何気ない普段着のまま歩くことのできる、日々の暮らしを体験するもの」「地域の様々な資源や魅力を知って、見て、体験できる、その地の歴史や文化を感じる、懐かしさと新しさに出会えるまち」としている。

そのため、史跡公園が持つ重層的な歴史的価値とともに、旧中山道「板橋宿」の面影を残す商店街や、板橋と北区王子方面の工業地区とを結ぶために明治時代に開通した王子新道、昭和に入り旧川越街道沿いに発達した商店街、また、今後、板橋区内の部分が完成する予定の補助 26 号線や、都市再生の取組が進行中の JR 板橋駅西口や大山駅周辺、そして、時代の変遷を静観している石神井川の桜並木など、板橋地域のストーリー性を感じながら回遊することで、新たな交流とにぎわいの創出をめざす。また、回遊にあたっては、徒步はもちろんのこと、既に実験導入している自転車シェアリングの活用も想定する。

史跡公園までのアクセスは、鉄道やバス、自動車、自転車、徒歩などのすべてを想定し、一方で、板橋地域内における回遊については、徒歩や自転車といった「人間中心」の移動手段を基本と考える。具体的には、地域の外縁部に存在する幹線道路や鉄道駅などの地点から、地域内を回遊するのに効果的なルート（通り）を設定し、そのルートを選択しながら史跡公園まで誘導するよう、地域を上げたハード・ソフト両面からの環境整備（民・産・学・公の連携・協力による取組）を行っていく。

②史跡指定地までのルート例

本編では、近隣の各交通拠点からのルート5例を示しているが、概要版では板橋駅・新板橋駅からのルート例を抜粋し示す。

本ルート例では、旧中山道から王子新道を通り、史跡指定地に至るルートと、旧中山道を右折し、中山道を横断、板橋五中横を通るルートを挙げている。



図2：板橋駅・新板橋駅から史跡指定地までのルート図

③環境整備

公共交通機関の駅などの各交通拠点から、アクセスルートを通って史跡指定地まで訪れる際、道すがら地域に点在する様々な街の魅力を見学・体験し、来場者に楽しんでもらうためには、アクセスルート周辺におけるハード・ソフト両面の環境整備を実施することが効果的であると考える。

史跡公園とその周辺地域の魅力を巡り、板橋を好きになってもらうための検討しうる施策を下記に

列挙し、今後の史跡公園整備の中で検討を深めていく。

- ・板橋地域を特別な空間として他の地域と区別するための明確な境界となるシンボルを配置する。地域の外縁部、特にアクセスルートや橋、駅・駅前広場、商店街アーチ・街路灯などに、キャッチコピー等のデザインを施した「装飾アーチ」や「統一フラッグ」「表示板」「垂れ幕」などを設置する。
- ・板橋地域の中心部に位置する古民家『板五米店』（仲宿商店街）を観光拠点として活用する。
- ・鉄道駅（駅前広場を含む。）や観光（案内）スポット（いたばし観光センター、板五米店、史跡公園、板橋、商店街事務所など）等に板橋地域の歴史的背景と合致するデザインの地図・案内表示の設置。
- ・円滑な地域内外の移動を確保するためのサイクルポートの充実
- ・統一デザインされた「日除け暖簾」「提灯」「歩道のカラー舗装」「屋号看板」「植栽」「法被（はっぴ）」「板橋のいっぷん」とともに、史跡や板橋宿、加賀藩ゆかりの金沢市などの交流自治体にちなんだ商品、製品、フードメニュー等の開発・販売
- ・時代やテーマ性を感じられる祭り・イベントの実施
- ・板橋地域のみならず、隣接区と連続した新たな「散策コース」の開発、観光大使・観光ボランティアによる「まち歩きツアー」の実施

(2)史跡指定地内の周遊ルート

○エントランス・園路

前項で示したアクセスルートから来場者が史跡公園に迷わず入場できるエントランスの設置および、史跡公園内を快適・安全に回遊できる園路の設置について、図3の園路想定図のとおり検討する。

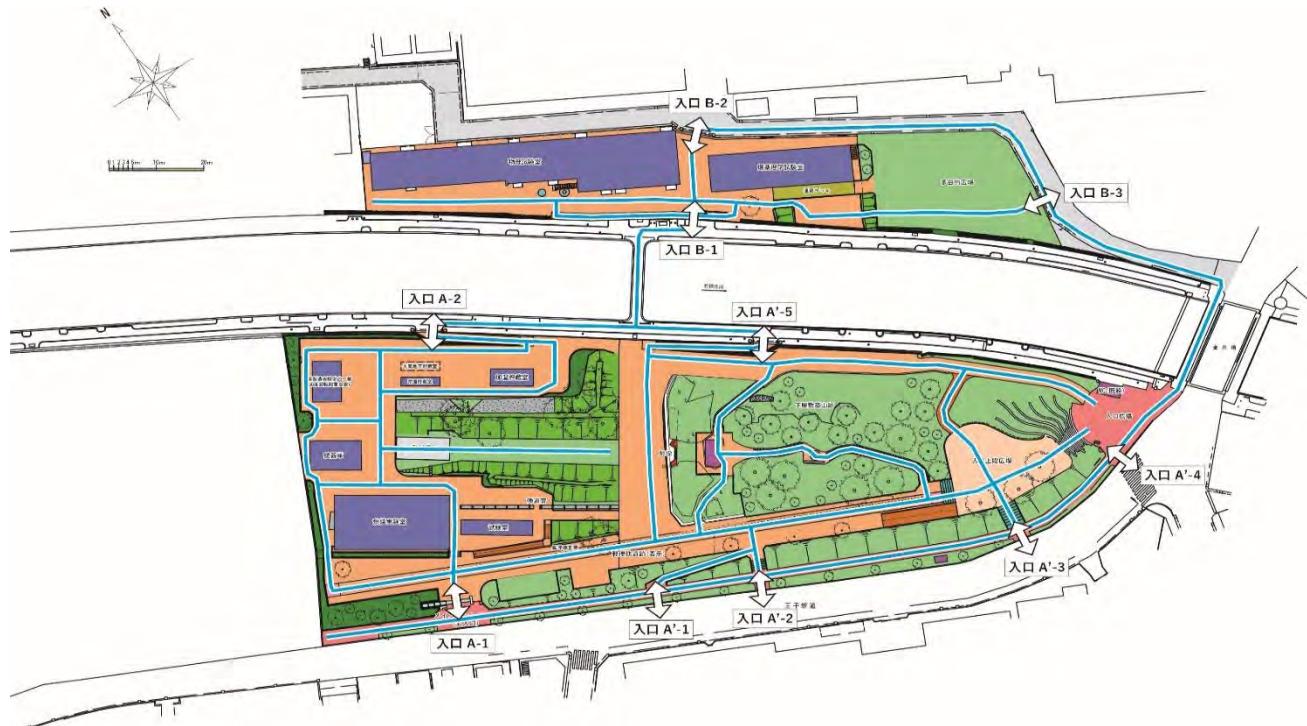


図3：エントランス・園路想定図

4 地形造成に関する計画【本編 114～115 頁】

本章では史跡公園整備にあたり、遺構面の保護のために実施する盛土整備や、園路の高低差の解消や勾配の緩和などのために実施する切土整備による地形造成計画について、地区ごとの計画を記載している。

5 修景・植栽に関する計画【本編 116～121 頁】

(1) A 地区

王子新道側のエントランス設置予定部分および、加賀公園方面への園路および歩道状空地の整備予定部分については、整備の阻害要因となっている樹木の伐採を検討する。

「土壠(北側)」をはじめ地区内はワジュロやトウネズミモチなど、従前から植生しているものではなく自然進入したと考えられる樹木が複数植生しているため、遺構保存の観点からと往時の修景を誤認させる懼れから伐採等の対策が必要である。このうち枯死している樹木は伐採し、生存し根などが土壠の保存に影響を与えていないと判断できる樹木については、当面維持することを検討する。土壠の保存に影響を与える状況と判断された場合は、伐採等適切な対応を検討する。

また石神井川緑道沿いの A 地区北側の地点には緑陰が少ないと想定される場所には、来場者に憩いを提供とともに、快適な遺構等の見学、回遊を可能にするために、緑陰を生み出す新たな植栽も検討する。

(2) A' 地区

サクラやケヤキ、モミジが植栽されており、季節感を感じる空間となっていることから、地域住民の憩いの場としての現在の利用を尊重した整備を実施する。具体的には枯死した樹木や老朽した樹木、倒木などの危険が推定される樹木を除去したうえで、生育している植栽の維持をめざす。

築山頂上部からの史跡指定地の眺望を史跡の活用に活かすために、眺望を阻害する樹木の伐採・剪定を検討する。築山北側斜面で表土が流出した結果、根茎が露出している樹木は伐採し、新たな植栽を行うなどの法面保護の方法を講ずる。

また、先述した樹木の整備に加え、来場者の目を楽しませる草花を四季ごとに配置するなど、眺望や景観に配慮した整備を検討する。

(3) B 地区

石神井川緑道沿いの樹木については、園路整備に必要な部分の樹木は移設や伐採を検討するが、来場者に憩いを提供し、快適な回遊を可能とするために、緑陰の維持も含めた整備計画を検討する。

地区内のサクラ、ナツミカンやカキ、ウメやビワといった樹木は、来場者が季節を体感するのに最適な樹種であることから、可能な限りの維持を検討する。

愛誠病院前は入口広場として、現在の植栽を維持するとともに、地上遺構を保護する盛土を行ったうえで芝生化するなど、来場者に憩いを与える空間として整備することを検討する。

6 案内・解説施設に関する計画【本編 122～131 頁】

(1)案内・解説施設の設置に関する基本方針

『板橋区ユニバーサルデザインガイドライン』（平成30年3月策定）および『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』（平成31年3月策定）を整備の基本原則とし、併せて史跡の理解に資するとともに景観にも配慮した案内標識・解説板の設置を検討する。

また、現在設置されている案内・解説施設は、下記の基本方針に合わせ撤去、意匠・内容の変更を検討する。

案内・解説施設の設置に関する基本方針

- ・景観に配慮した形態・素材・色彩を選択する。
- ・標記を多言語化するなど、海外からの来場者の対応を検討する。
- ・ヴィジュアル・アイデンティティ(VI)（※）を設計し、わかりやすく統一したデザインを採用する。
- ・ピクトグラムの活用や使用フォント・色使いなどの選択、点字の対応など、ユニバーサルデザインの観点を重視した設置を検討する。
- ・解説板には図表や写真を積極的に取り入れ、来場者の理解に資するものとする。

※ヴィジュアル・アイデンティティ(VI)：ロゴマークやシンボルマークなど、そのブランドの持つ背景やコンセプトを視覚化したもの

7 管理施設・便益施設に関する計画【本編 132～136 頁】

史跡公園内の安全かつ快適な滞在と回遊を来場者に提供するために、都市公園法施行令の規定に基づき、以下の休養施設や管理施設、便益施設などの公園施設の新設と、既存施設の更新、撤去についてエリアごとに現状にかんがみ列挙し検討する。

①休養施設

休憩所、ベンチ、野外卓など

②便益施設

飲食店、売店、便所、水飲み場など

③管理施設

門、柵、管理事務所、掲示板、標識、照明施設など

④その他の施設

ア 給水設備

ガイダンス施設や公園便所、水飲み場、散水用や防災用などの給水設備

イ 排水設備

雨水処理設備、排水設備（開渠や暗渠、排水溝や浸透工法）

ウ 電気施設

屋外照明、消防用、防犯用、Wifiなど通信用の電気施設

エ 防犯設備

人感センサーなどの異常通報施設

オ 消火設備

自動火災報知機等の警報装置や、簡易消火器具（水バケツ・水槽など）や消火器

8 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画【本編 137～142 頁】

(1)継続的な学術的調査研究の実施

学術的調査研究によってもたらされる知見は、史跡の整備だけに資するものではなく、史跡と周辺地域の歴史や文化に関する多様な情報が含まれているため、史跡と関連文化財の有機的な整備活用に役立てることができる。また調査成果は、周辺地域の総合的な歴史・文化の諸相を明らかにする歴史的事象と期待され、本項②以降で示す様々な施策を通して、区民をはじめとした多様な人々へ直接的に還元することが可能である。

【想定される手法】

- ・史跡指定地内外の遺構・建造物に関する調査研究の継続的な実施
 - ・公的機関等に収蔵される関係史料の調査研究の実施
 - ・民間、個人所有資料の調査研究の実施および収集
 - ・既調査成果の検証
 - ・収集した資料の適切な整理とデジタル化
- など

(2)回遊性の構築

回遊性の構築は、史跡公園のグランドオープンまでを対象とした事業に加え、グランドオープン以後も継続して実施できる事業、新たなニーズなどに対応した事業など、長期的な展開をめざす。

【想定される手法】

- ・各最寄駅・バス停留所等から、史跡公園までのアクセスルートの設定とマップ等の制作
 - ・北区をはじめとした周辺自治体、関連施設と連携した広域的な見学ルートの構築
 - ・周辺に点在する観光資源の回遊を促す、文化財スタンプラリーなどのイベントの実施
 - ・『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』（平成 31 年 3 月策定）に基づく史跡周辺の回遊性を向上させるための案内表示の設置検討
 - ・史跡周辺の商店街と連携した、史跡関連商品の開発などの集客事業の展開
 - ・いたばし観光ボランティア等との連携による史跡周辺のまちあるきツアーの実施
 - ・公共交通機関と連携した駅からツアーなどの広報の拡充
- など

(3)ガイダンス施設における展示等教育普及事業

ガイダンス施設における展示等教育普及事業では、関連文化財や資料、学術調査結果などを実際に展示することや、関連文化財を題材にした講座やシンポジウムなど、さまざまな史跡と関連文化財との有機的な整備活用を実施する。

【想定される手法】

- ・北区など周辺自治体と協力・連携した展覧会の企画
- ・関連文化財を題材にした教育普及事業の実施
- ・区立郷土資料館など関連施設との協同展覧会の開催
- ・大学等と連携した関連文化財の学術的調査の実施とその成果に基づく展示の検討
- ・展覧会に関連した講演会やシンポジウムの開催
- ・展覧会の内容に基づく図録等の書籍の制作

など

(4)地域の関連団体、他自治体、関連施設との連携した事業展開

区立郷土資料館などの博物館施設とは、展示等普及事業や教育普及事業の共同企画や連携、収蔵資料の貸借など、緊密な連携を取りながら、板橋区の歴史文化や街の魅力を発信していく様々な事業を企画することができる。

また、北区側には東京第一陸軍造兵廠の遺構が残っており、近代化遺産を軸とした北区との連携も視野に入れ事業展開をめざす。

【想定される手法】

- ・近隣の博物館との企画展や教育普及事業の協同開催
- ・区をまたいだ広域的な関連文化財や観光資源などを対象にしたスタンプラリーや見学ツアー等の事業の展開
- ・図書館や公文書館などと連携した関連書籍・資料等の展示紹介の開催
- ・「櫻井徳太郎賞」や「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」との連携した展示等の事業

など

9 整備事業に必要な調査等の計画【本編 143～144 頁】

本項では、史跡の保存状態の確認や、顕在化していない遺構等の確認など、整備および史跡公園運営を進めていくうえで必要となる情報を得ることを目的に実施する各種調査に関する計画を記載する。具体的には①発掘調査②遺構・建造物調査③耐震調査④測量調査⑤土壤汚染調査⑥資料調査⑦他事例調査の実施を検討していく。

10 公開・活用に関する計画【本編 145~160 頁】

【本節の構成】

(1)史跡公園全体としての総合的な公開・活用に関する計画

- ①活用事業Ⅰ：遺構・建造物の積極的な公開・活用
- ②活用事業Ⅱ：ユニークベニューを含む多様なイベント・事業の開催
- ③活用事業Ⅲ：史跡の魅力的な演出とPR活動の充実
- ④活用事業Ⅳ：便益施設の充実
- ⑤活用事業Ⅴ：史跡公園を核とした周辺地域との回遊性の構築と展開

(2)ガイダンス施設における公開・活用に関する計画

- ①展示等教育普及事業Ⅰ：往時の火薬製造所全体を俯瞰的に捉えることができる総合的な展示機能の充実
- ②展示等教育普及事業Ⅱ：教育普及活動・ラーニングプログラムの効果的な実施
- ③展示等教育普及事業Ⅲ：区産業を基とした展示等（未来志向型の産業ミュージアム）

(1)史跡公園全体としての総合的な公開・活用に関する計画

『保存活用計画』第5章に記載した「史跡の望ましい将来像」の項目の一つとして、「散策やレクリエーションとして道すがら史跡公園を訪れる人々が、史跡の遺構・建造物や教育普及事業へ気軽にアクセスできる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する」という理念を掲げている。こうした環境を実現するために、観光・商業・産業分野等との連携を図りながら「公開・活用事業」として検討し、実施していく。

活用事業Ⅰ：遺構・建造物の積極的な公開・活用

想定事業	○来場者の見学を想定した遺構・建造物の展示
	○遺構・建造物の文化財講座や見学ツアーの実施
	○遺構・建造物展示を通じた主体的・対話的で深い学びの実現

活用事業Ⅱ：ユニークベニューを含む多様なイベント・事業の開催

想定事業	○当史跡ならではの独特な雰囲気をいかしたコンサートや演劇などの舞台の開催
	○飲食を提供する臨時の野外レストランやキッチンカーの設置
	○近隣の施設で行われる会議や展示会のサテライト会場やレセプション会場としての利用
	○光学や物理学などの学術的会議の開催
	○映画やドラマ、アニメ、ミュージックビデオなどのロケーション誘致、写真撮影会の実施

活用事業Ⅲ：史跡の魅力的な演出とPR活動の充実

想定	○夜間ライトアップなどの照明演出の実施
----	---------------------

事業	○V.I.(シンボルマークやロゴ、フォントなどの総合的な視覚イメージに関する設計)を利用したPR活動による史跡公園のブランディングの推進
----	--

活用事業IV：便益施設の充実

想定	○カフェやミュージアムショップ、観光案内スペースの設置
事業	○便益施設(休憩室、便所、水飲み場、ベンチなど)の充実

活用事業V：史跡公園を核とした周辺地域との回遊性の構築と展開

想定事業	<観光拠点としての史跡公園整備>
	○史跡公園内の見どころを巡るツアーや、史跡公園とその周辺に残る関連文化財を巡るツアーや、北区や豊島区域と連携した広域的な見学ツアーの開催
	○中山道板橋宿に由緒をもつ近隣商店街を巡る回遊ルートの設定
	○加賀藩下屋敷に由来する石川県金沢市との友好交流都市協定をいかした歴史や食文化など両都市の魅力を発信するイベントを開催
	○史跡指定地及び周辺地区の回遊性を高める案内・解説施設の整備
	<史跡公園を題材にした商品開発>
	○史跡の写真を用いたパッケージ商品の制作
	○史跡をモティーフにした食品メニューの開発およびミュージアムカフェ等での提供
	○近隣の企業や商店街等とコラボレーションしたイベントなどの企画
	<史跡の歴史に由来する産業振興>
	○板橋区産業見本市と史跡公園のコラボレーションによる関連企画の実施
	○当史跡公園における教育普及・ラーニングプログラムと関連する企業のもつ最先端技術の体験学習。民間企業のCSR事業との連携事業。
	○最先端技術を用い制作した博物館の収蔵史料の超高精細複製を使用した触れることができる公開活用の実施
	<史跡公園を核とした地域の魅力発信>
	○火薬製造所の跡地に入所し現在も活動している学校や企業などの歴史に注目した講座の開催
	○近隣の小中学生を対象に、史跡を通した地域の歴史をワークショップなどによって学ぶ子ども向けの講座の企画
	○地域住民からガイドボランティアを募り育成し、有志ボランティアによる見学ツアーの開催や所蔵資料を題材とした出張ワークショップなどのラーニングプログラムを実施するアウト・リーチ活動

(2)ガイダンス施設における公開・活用に関する計画

当史跡は多様な人々が集い、史跡を通して歴史・文化・産業を学ぶことができる環境の整備を目指しており、子どもから大人まで、区内だけでなく区外からも「多様な人々」が来園者することを想定している。こうした多様な人々が、「展示等教育普及活動」に気軽にアクセスし参加するとともに、質の高い教育効果を得るために、さまざまな参加者を想定したラーニングプログラムを継続的に検討し実施することが重要となる。

展示等教育普及事業Ⅰ：往時の火薬製造所全体を俯瞰的に捉えることができる総合的な展示機能の充実

想定事業	<展示事業の継続的実施>
	○常設展示における展示替えの定期的な実施
	○北区など近隣自治体や、理化学研究所等の関係団体と連携をした企画展示や、史跡だけにとどまらないより広範な近代史や科学技術をテーマにした展覧会の企画、現存する近代建築の独特的雰囲気を展示室として利用した美術作品・写真作品等の展示などの事業
	<史跡指定地/指定地外等の情報の相互補完>
	○ガイダンス施設における展示と、史跡指定地内の遺構・建造物の展示を組み合わせ、それぞれ情報を補完させ合う史跡全体の総合的な理解の促進
	○時代的な特徴が異なるA地区とB地区の関係性を相互補完的に見学・鑑賞・理解ができる展示
	○史跡指定地と史跡指定地外の関係性を結び、両者を総合的に理解できる情報を見学者に対して提供し、併せて周辺地域との回遊性の構築に寄与できる展示

展示等教育普及事業Ⅱ：教育普及活動・ラーニングプログラムの効果的な実施

想定事業	<史跡に関する知識の深度に基づく教育普及・ラーニングプログラムの企画>
	○史跡についてこれから学ぶ方々を対象とした入門講座の実施。
	○史跡についてある程度の見識を持った方々向けの専門的な講座の実施
	○解説ボランティアをめざす方々向けの専門講座の実施
	<参加者層のターゲットを絞った教育普及・ラーニングプログラムの企画>
	○子どもたちの博物館・美術館デビューの機会の提供としての親子や家族で参加するギャラリートーク
	○来日外国人を対象とした史跡案内ツアーの開催
	<子どもたちが「本物」の魅力を体感することができるラーニングプログラムの実施>
	○中学生や高校生の参加者を募集し、所蔵資料を用いて1室の展示を企画する連続ワークショップや展覧会を催す事業
	○ミニチュアの資料や展示室の模型を用いて展示の企画をヴァーチャルで体験しながら、その企画理由やその見どころを発表するワークショップの実施
	○文化財の資料調査を作成するなど専門的な作業を通して「本物」の文化財に触れ、展示

	だけでは味わうことのできない新たな見方や「本物」がもつ魅力を体感する「なりきり学芸員」や「中学生・高校生キュレーター」などといわれる全国で展開されている教育普及事業
展示等教育普及事業III：区産業を基とした展示等(未来志向型の産業ミュージアム)	
想定事業	<理化学研究所板橋分所に関する展示>(→物理試験室を想定)
	○理化学研究所板橋分所において実際に用いられた実験器具や電算機など、史跡に由来する機器やコンピューターを配置し、科学的な実験や観測ができる環境の整備
	○理化学研究所板橋分所の基礎研究が可能にしたフェライト磁石(家電品用モーターと磁気式自動改札切符等で実用化)などの製品化の歴史とその製品の展示事業
	○理化学研究所板橋分所と国立極地研究所など周辺に位置した研究機関との関連についての展示事業
	<光学・精密機器関連産業に関する展示>(→物理試験室・爆薬理学試験室を想定)
	○火薬製造所時代の軍事産業における技術が戦後平和産業につながった歴史を示す、カメラや双眼鏡など光学・精密機器の展示や、その技術の進展が現代生活にもたらした影響や未来への展望を示す展示公開事業
	○板橋区企業の製品・機器等を展示・実演し、見学者がそれに実際に触れ、操作できるような体験展示を導入し、ものづくりの板橋としてのブランド力の更なる向上を図る。
<VR等シアターを活用した科学技術への誘い>(→爆薬理学試験室を想定)	
○立体的で色彩豊かな美術映像、当時の研究室の様子の再現映像、ものづくりや製造工程の体験、宇宙や地球・四季折々の自然などを体感することができるVRや3Dでの没入型のシアターの設置	
○光学、印刷といった板橋区が誇る製造業が有する科学技術の紹介	

11 公開・活用およびそのための施設に関する計画【本編 161～171 頁】

【本節の構成】

(1)ガイダンス施設の設置検討

(2)ガイダンス施設の位置、規模

- ①燃焼実験室
- ②爆薬理学試験室
- ③物理試験室

(3)ガイダンス施設運営の方向性と諸室の構成

- ①ガイダンス施設運営の方向性
- ②諸室の構成

(1)ガイダンス施設の設置検討

史跡の理解を助けるためには、遺構・建造物自体の表現、解説に加え、史跡の価値や構成要素の特徴を展示等で体系的に伝え、見学者が情報を得て、史跡を学び、考える機会を生み出すことが重要であり、そのためには史跡に関するガイダンス施設を設置することが効果的である。

当史跡には保存状態が概ね良好である「燃焼実験室」、「爆薬理学試験室」、「物理試験室」といった建造物が存在し、これらの建造物にガイダンス機能を付与することを検討する。

(2)ガイダンス施設の位置、規模

①燃焼実験室



位置：A 地区に西側に位置する。

規模：鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積約 513 m²

②爆薬理学試験室



位置：B 地区中央部に位置する。(①掲載図を参照)

規模：鉄筋コンクリート造平屋建、地下室、延床面積約 240 m²

③物理試験室



位置：B 地区東側に位置する。(①掲載図を参照)

規模：C 棟 鉄筋コンクリート造平屋建、D 棟 煉瓦造平屋建、E 棟 鉄筋コンクリート造平屋建、床面積約 603 m²

(3)ガイダンス施設運営の方向性と諸室の構成

①ガイダンス施設運営の方向性

i 史跡がもつ価値や魅力の展示

史跡がもつ多様な価値や魅力を歴史学や考古学、建築学などのさまざまな立場から検討し、実物資料や複製資料に基づいた展示によって広く発信する。

ii 史跡に関する資料の収集・保存

火薬製造所や加賀藩下屋敷など史跡の価値に関するもの、または当該周辺地域の歴史、文化、社会に関するあらゆる文化資源を資料として収集・公開するとともに、次世代に継承する。

iii ガイダンス施設を核に教育普及活動・ラーニングプログラムの展開

史跡公園およびガイダンス施設を訪れる多様な人々が、それぞれの学びを実践するために、講義室や教材制作スペースの確保と併せて、教育普及活動・ラーニングプログラムを継続的に展開する。

iv 展示や教育普及活動等を支える調査研究の継続

充実した展示や教育普及活動を継続的に実施していくために、さらに史跡の復元など長期的な整備を実現していくために、学術的な調査研究を継続して実施していく。

v 憇いとレクリエーションの提供

ガイダンス施設や史跡公園を訪れた来場者の休憩室やレクリエーション・スペースを設置し、史跡に関する図書展示などを通じて来場者のさらなる興味関心を育み語らう機会を提供する。

vi ガイダンス施設の管理機能の充実

公園管理やガイダンス施設の展示事業、学芸員や案内ボランティア等の作業スペースなど、史跡公園全体の管理運営機能をガイダンス施設に設置する。

②諸室の構成

【A 地区：燃焼実験室】

事 業	機 能	主な必要諸室	与 条 件
①展示事業	展示機能 (①～⑤)	常設展示室 企画展示室 建物展示室	構成要素である建物自体を展示する室や、史跡の価値や指定地内外の構成要素、または地域の歴史を総合的に展示するためのケース、ジオラマ、パネルなどの展示設備、空調設備、映像音響設備などを設けた室。
②公開・活用事業	教育普及機能 (②③⑤⑥)	多目的室	教育普及事業や見学者の休憩、自主学習に供する椅子や机等の設備など。
③教育普及事業	資料収集・保存機能 (④)	収蔵庫	収集した資料、展示に供する資料等を収蔵する室。
④資料収集・保存事業	調査研究機能 (②④⑤)	図書コーナー 学芸員室	見学者が自主的に学習できる室や展示事業等諸機能を企画運営するための学芸業務を執務する室。
⑤調査研究事業	憩い機能 (⑥)	多目的室	見学者が休憩できる室、事業に限定されず多目的に利用することができる室。
⑥憩いとレクリエーション事業	管理機能	事務室 学芸員室	史跡公園およびガイダンス施設の維持管理などのための執務を行う室。
その他	その他機能	エントランス ロッカー室 便所	その他、ガイダンス施設を運営する上で必要となる室。

※上表に示した必要諸室は現時点で想定される室の例示であり、今後の基本設計・実施設計等によって変更になる可能性がある。また室の名称も仮称である。

【B 地区：爆薬理学試験室・物理試験室】

事 業	機 能	主な必要諸室	与 条 件
①展示事業	展示機能 (①～⑤)	常設展示室 体験展示室 建物展示室	構成要素である建物自体を展示する室や、史跡の価値や指定地内外の構成要素、または地域の歴史を総合的に展示するためのケース、ジオラマ、パネルなどの展示設備、空調設備、映像音響設備などを設けた室。
②公開・活用事業	教育普及機能 (②③⑤⑥)		教育普及事業や見学者の休憩、自主学習に供する椅子や机等の設備など。
③教育普及事業	資料収集・保存機能 (④)	収蔵庫	収集した資料、展示に供する資料等を収蔵する室。
④資料収集・保存事業	調査研究機能 (②④⑤)	アーカイブコーナー	見学者が自主的に学習できる室や展示事業等諸機能を企画運営するための学芸業務を執務する室。
⑤調査研究事業	憩い機能 (⑥)	多目的室	見学者が休憩できる室、事業に限定されず多目的に利用することができる室。
⑥憩いとレクリエーション事業	管理機能	事務室	史跡公園およびガイダンス施設の維持管理などのための執務を行う室。
その他	その他機能	エントランス ロッカー室 便所	その他、ガイダンス施設を運営する上で必要となる室。

※上表に示した必要諸室は現時点で想定される室の例示であり、今後の基本設計・実施設計等によって変更になる可能性がある。また室の名称も仮称である。

1.2 管理・運営に関する計画【本編 172～173 頁】

(1)具体的な管理・運営手段の検討

①史跡公園の管理・運営の考え方

史跡公園は、A地区およびB地区については遺構・建造物の保存の観点から時間を限定して公開し、その間はガイダンス施設の開錠や場内清掃などの美観維持、来場者対応といった史跡の管理目的のため有人による管理の実施を検討する。なお開場時間については季節ごとの日没時間を考慮しながら決定する。

閉鎖時間は無人管理となるが、敷地出入口およびガイダンス施設内部を含めた周辺に赤外線センサーなどによる機械警備の整備を検討する。また所蔵する貴重な文化財を保護する目的から消火設備の設置も併せて検討する。

A'地区は現在も公園施設として供用されており、住民の生活動線としての位置付けもあることから夜間閉鎖は行わず常時開放を検討する。

②史跡の管理・運営方法

保存活用計画第9章では、区内部の関係各部署の体制構築について、「地域振興、産業振興、観光振興、まちづくりといった多様な観点から史跡を捉え、史跡公園だけでなく周辺を含めた広域的な区の魅力の発信と地域の活性化を図るため、区内部の関係各部署と連携を強化し、組織横断的な運営体制を構築することが必要不可欠である」としている。

管理・運営の方法については、民間のノウハウを活用していくことを視野に入れ、財政効果も併せて考慮しつつ、指定管理者制度の導入を含め検討していく。

③観光拠点としての史跡公園の運営

史跡公園を核とした回遊性を構築するには、まず史跡公園が観光拠点として認識されることが必要である。以下のA～Dは一例であるが、今後も観光拠点化にむけた検討を続けていく。

A史跡指定地内外を巡るツアーの実施

B史跡公園の魅力を来場者に伝えるガイドスタッフの育成

C史跡公園周辺地区の紹介コーナーや観光案内所をガイダンス施設内に設置

D史跡の価値をいかしたここでしか体験できないイベント、例えば加賀藩下屋敷時代の食の再現や、火薬製造の技術が生かされた現在の花火の紹介、宇宙線の観測などの体験学習イベントの継続実施

④関係団体・地域住民の方々との協働体制の構築

史跡公園の管理運営には、前述した区内部の連携はもとより、文化団体連合会や町会連合会、産業連合会、商店街連合会、商工会議所、観光協会、加賀まちづくり協議会やNPO法人など各団体との連携強化や、地域住民の方々との連携も欠かせない。例えば当地の歴史を学んだ近隣小中学校の児童・生徒による史跡案内事業や、地域住民参加による展示作成ワークショップの開催、植栽の維持管理ボランティアなど、関係団体や地域の住民の方々と協働して史跡公園を管理・運営していく組織づくりも検討していく。

また、史跡公園の整備段階からグランドオープン後の管理・運営にいたるまで、意見交換を行う運営協議会の設置を検討し、史跡公園が基本構想の基本方針である「区民に愛され、再び訪れたくなる公園」となることをめざしていく。

13 事業計画【本編 174 頁】

平成 29 年度 (2017)	<p>■『板橋区史跡公園（仮称）基本構想』策定 ・区としての構想、計画を策定</p>	<p>国史跡指定</p> <p>理研・野口研 用地取得（公社）</p>
平成 30 年度 (2018)	<p>■保存活用計画 ・国史跡指定を踏まえ、文化庁等も参画し、計画を策定</p>	
平成 31 年度 (2019)	<p>■整備基本計画</p>	<p>保存整備に向けた試掘・ 建造物調査等の実施</p>
令和 2 年度 (2020)	<p>■史跡整備に向けた各種調査 ●発掘調査 ●遺構・建造物調査 ●測量調査 ●耐震調査 ●資料調査</p> <p>■基本設計 ●建物整備 ●公園整備 ●展示設計</p>	
令和 3 年度 (2021)	<p>■実施設計 ●建物整備 ●展示設計</p>	<p>都市計画公園の 都市計画決定</p> <p>理研・野口研 用地取得（区）</p>
令和 4 年度 (2022)	<p>■整備工事 ●建物 ●展示</p>	<p>周辺環境整備</p> <p>各計画の中で、アクセスルートを含む周辺地域の環境整備の方向性を決定する。 そのうえで、必要な整備内容を検討し、7 年度のグランドオープンに向けて整備を進めしていく。</p>
令和 5 年度 (2023)	<p>■整備工事 ●公園整備</p>	
令和 6 年度 (2024)		
令和 7 年度 (2025)		グランドオープン